

国立大学法人和歌山大学基金規程

制 定 平成 20 年 10 月 7 日
 法人和歌山大学規程第 877 号
 最終改正 令和 6 年 3 月 26 日

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「和歌山大学」という。）に、その基本理念を実現するため、教育研究活動等の発展及び財政基盤の充実強化に資することを目的として、国立大学法人和歌山大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(事業)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究推進事業
- (2) 学生に対する奨学及び支援事業
- (3) 社会との連携事業
- (4) 国際交流事業
- (5) 施設・設備整備事業
- (6) その他基金の目的達成に必要な事業

(特定基金)

第3条 特定目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する特定基金の組織及び運営に関しては、別に定める。

(運営費)

第4条 基金の運営は、基金宛寄附及びその果実、その他事業による収益をもって充てる。

(事業年度)

第5条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(運営委員会)

第6条 基金の円滑な運営を図るため、基金運営委員会を置く。

2 基金の運用は、基金運営委員会が行う。

3 基金運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第7条 基金に関する事務は、総務課秘書室涉外係において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の運営に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月7日から施行し、平成20年7月1日より適用する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1271号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1271号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1329号）

この改正規程は、平成24年4月27日から施行する。

基金規程

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2731号）
この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。